



身元信用保険 の約款

身元信用保険普通保険約款、 特約条項

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の身元信用保険をご契約いただきありがとうございました。
厚く御礼申し上げます。

保険証券ができ上がりましたので、身元信用保険の約款とともにお届け申
し上げます。内容をご確認のうえお受け取りください。ご契約者と被保険者
が異なる場合は、内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げ
ます。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモッ
トーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご
愛顧をたまわっております。

今後とも、東京海上日動の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し
上げます。

事故受付
サービス

安心電話待機中!

東京海上日動安心110番
*
1 1 0

「フリーダイヤル」
☎0120-119-110



特にご注意いただきたいこと

お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、ご契約の代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こったときの手続き

事故が発生した場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

目 次

・身元信用保険普通保険約款	2
・特別約款	13
記名式一般契約特別約款	13
無記名式一般契約特別約款	13
記名式共通契約特別約款	14
無記名式共通契約特別約款	14
1 被保証人支払限度額付記名式共通契約特別約款	15
1 被保証人支払限度額付無記名式共通契約特別約款	16
・特約条項	17
保険料に関する規定の変更特約条項	17
縮小支払特約条項	26
超過損害額支払特約条項	26
不明被保証人特約条項	27
共同保険に関する特約条項	27

身元信用保険普通保険約款

第1章 用語の定義

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
穴埋め行為	既に行われた不誠実行為（保険期間が始まる前に行われた不誠実行為を含みます。）による損害を消滅または軽減させるために新たに行われた不誠実行為をいいます。
更新契約	保険契約者が締結した身元信用保険普通保険約款に基づく保険契約（以下「身元信用保険契約」といいます。）の保険期間の終期（身元信用保険契約が保険期間の終期前に解除されていた場合にはその解除の時とします。）を保険期間の始期とする身元信用保険契約をいいます。
雇用等	雇用または被保険者の指揮、命令もしくは監督を直接受けて被保険者の業務を遂行する雇用に類似の関係をいいます。
被害対象物	以下のいずれかに該当する物をいいます。 ① 被保証人の不誠実行為によって不法に領得された財産であって、被保険者が所有する物 ② 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合における、被保証人の不誠実行為によって不法に領得された財産であって、被保険者以外の者が所有する物
不誠実行為	被保証人が被保険者のために事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行う窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、保険証券記載の被保証人（被保険者と雇用等の関係にある者に限ります。以下「被保証人」といいます。）が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中に行った不誠実行為（以下「保険事故」といいます。）によって被保険者が被る次のいずれかに該当する損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険者が所有する財産が不法に領得されたことによって被るその財産についての損害
- ② 被保険者以外の者が所有する財産が不法に領得されたことについて、その財産についての法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者、被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失
 - ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - ③ 被保険者が法令に違反した行為によって取得した財産の領得
 - ④ 次のいずれかに該当する際の秩序の混乱に乗じた不誠実行為

ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

イ. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

ウ. 洪水、高潮または台風

エ. 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下エ. において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤ 労働争議に乗じた不誠実行為

⑥ 穴埋め行為。ただし、穴埋め行為によって生じた損害が、既に行われた不誠実行為による損害の消滅または軽減に充当された金額を超過する場合は、その超過分に対しては、この規定を適用しません。

⑦ この保険契約が失効した日もしくは解除された日または保険期間の末日から1年が経過した後に発見された不誠実行為

⑧ 保険契約締結の時に、保険契約者または被保険者が、既に発生していることを知っていた不誠実行為、または、その準備行為が行われていることを知っていた不誠実行為

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 不誠実行為を行った被保証人を特定できない損害

② 被害対象物が金銭、金券、切手、印紙もしくは証紙または在庫商品、製品、原材料、副資材等の棚卸資産である場合において、その損害額を帳簿その他の証拠類で立証できない損害

第4条（被保証人でなくなる場合）

(1) 被保険者と被保証人との間に雇用等の関係がなくなった場合には、その関係がなくなった時以降、雇用等の関係がなくなった者は、被保証人から除きます。

(2) 被保険者と雇用等の関係がある者であっても、保険期間が始まる前に被保険者に対して不誠実行為を行ったことのある者は、被保証人から除きます。ただし、保険契約者および被保険者が、保険契約締結の時に、その者がその時以前に行った不誠実行為を知らなかった場合は、この規定を適用しません。

(3) 保険期間中に、保険契約者または被保険者が、被保証人が不誠実行為（保険期間が始まる前に行われた不誠実行為を含みます。）を行ったことを知った場合は、その知った時以降、その不誠実行為を行った者は、被保証人から除きます。

第5条（損害の額の算定）

(1) 当会社が、第2条（保険金を支払う場合）①の損害について保険金として支払うべき損害の額は、損害が生じた地および時における被害対象物の価額によって定めます。ただし、被害対象物を回収し、修繕できる場合は、その被害対象物を損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費の額（修繕の結果、損害発生直前の状態よりも価額が増加したときは、修繕に要した額からその増加額に相当する額を控除した額とします。）によって定めます。

(2) 当会社が、第2条（保険金を支払う場合）②の損害について保険金として支払うべき損害の額は、被害対象物が不法に領得されたことについて、法律の規定に基づき被保険者がその被害対象物に対して正当な権利を有する者に対して行う賠償債務の弁済としての支出の額によって定めます。この場合において、賠償債務のうち当会社が保険金を支払う額は、損害が生じた地および時における被害対象物の価額（被害対象物を回収し、修繕できる場合は、その被害対象物を損害発生直前の状態に復するために必要な修繕費の額とします。ただし、修繕の結果、損害発生直前の状態よりも価額が増加したときは、修繕に要した額からその増加額に相当する額を控除した額とします。）とします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負う額を限度とします。

- (3) 被保険者が、保険事故によって被った損害について、保険事故発生日以降に回収した額がある場合は、その額を(1)または(2)の規定による損害の額から控除します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、穴埋め行為によって被保証人が被保険者に入金した額は、(1)または(2)の規定による損害の額から控除しません。この場合において、穴埋め行為により損害が消滅し、または軽減された不誠実行為が複数あり、それぞれの損害への充当額が不明の場合は、直近の損害の額から順次充当されたものとみなします。
- (5) 被保険者が、被保証人に対して、給与、手数料、保証金その他の債務を負っている場合は、次の算式によって算出した額を(1)または(2)の規定による損害の額から控除します。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{被保険者が被保証人に対して負っている債務の額}}{\text{被保険者が被保証人に対して有する債権の総額}} = \text{損害の額から控除する額}$$

第6条（保険金の支払額）

- (1) 当社は、第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して、保険証券記載の支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度として、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額の合計額（保険期間中に同一の被保証人により行われた不誠実行為によって生じた損害の額についてはこれらを合算します。）から保険証券記載の免責金額を控除した残額を保険金として、支払います。
- (2) この保険契約が更新契約である場合において、同一の被保証人が行った不誠実行為のうち、保険期間が始まる前に行われた不誠実行為によって被保険者が被った損害に対して保険金を支払う更新前契約がある場合は、この保険契約の支払限度額からその損害に対して更新前契約で支払われる保険金の額を控除した額を限度として、(1)の規定を適用します。

第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（第2条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。以下同様とします。）がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額の合計額（保険期間中に同一の被保証人により行われた不誠実行為によって生じた損害の額についてはこれらを合算します。この条において以下同様とします。）から免責金額（他の保険契約等の免責金額に、この保険契約の免責金額よりも低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。この条において以下同様とします。）を控除した額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

第5条の規定による損害の額の合計額から免責金額を控除した額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第3章 基本条項

第8条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた保険事故による損害に対しては、保険

金を支払いません。

第9条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条（保険金を支払う場合）の保険事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の保険事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の保険事故による損害については適用しません。

第10条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実がある場合（(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。）には、当社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた第2条（保険金を支払う場合）の保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)に規定する事

実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
(5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した第2条（保険金を支払う場合）の保険事故による損害については適用しません。

第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 第4条（被保証人でなくなる場合）(2)の規定により、被保証人から除かれる者がある場合には、その者について、この保険契約は無効とします。

第13条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、第4条（被保証人でなくなる場合）(1)または(3)の規定により、被保証人がその地位を失った場合には、その地位を失った時に、その被保証人について、この保険契約は効力を失います。

第14条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第15条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第16条（重大事由による解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下③において同様とします。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

- (3) (1) または (2) の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の保険事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由または (2) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の保険事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第17条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第18条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第9条（告知義務）(1) により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- (2) 第10条（通知義務）(1) の事実が生じた場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき、同条（1）の事実が生じた時以降の期間（保険契約者または被保険者の申出に基づく、同条（1）の事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、保険契約者が (1) または (2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1) または (2) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4) の規定は、第10条（通知義務）(1) の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の保険事故による損害については適用しません。
- (6) (1) および (2) のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に従い、保険金を支払います。

第19条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 第12条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第20条（保険料の返還—取消しの場合）

第14条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第21条（保険料の返還－解除の場合）

- （1）第9条（告知義務）（2）、第10条（通知義務）（2）、第16条（重大事由による解除）（1）または第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- （2）第15条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第22条（保険事故発生時の義務）

- （1）保険契約者または被保険者は、保険事故の発生の事実を知った場合は、次の①から⑦までのすべての事項を履行しなければなりません。
 - ① 保険事故の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当社に遅滞なく通知すること。
 - ② 第2条（保険金を支払う場合）の損害の発生および拡大の防止に努めること。
 - ③ 他人（被保証人および身元保証人を含みます。）から損害賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすること。
 - ④ 不誠実行為につき、遅滞なく所轄警察署に届け出ること。
 - ⑤ あらかじめ当社の承認を得ないで、被保証人と示談をしないこと。
 - ⑥ あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。
 - ⑦ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当社に通知すること。
- （2）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）に規定する事項を履行しなかった場合は、当社は、第2条（保険金を支払う場合）の損害の額から次の額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① （1）①、④または⑦に規定する事項を履行しなかった場合は、それによって当社が被った損害の額
 - ② （1）②に規定する事項を履行しなかった場合は、損害の発生および拡大を防止することができた認められる額
 - ③ （1）③に規定する事項を履行しなかった場合は、その権利の行使によって損害賠償を受けることができた認められる額
 - ④ （1）⑤または⑥に規定する事項を履行しなかった場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

第23条（損害防止軽減費用等）

当社は、次のいずれかに該当する費用については、当社が承認したものに限り、第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額に含めるものとします。ただし、第3条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害に該当しない場合および第8条（保険責任の始期および終期）（3）または第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（4）の規定が適用されない場合に限りです。

- ① 第22条（保険事故発生時の義務）（1）②の規定に基づき被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用
- ② 第22条（1）③の規定に基づき被保険者が他人からの損害賠償を受ける権利の保全または行使について必要な手続を行うために支出した必要または有益な費用

第24条（残存物および被害対象物の帰属）

- （1）被保険者が被害対象物を所有している場合において、当社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払った被害対象物の損害の額が、損害が生じた地および時におけるその被害対象物の価額となって

いるときは、被保険者がその被害対象物に対して有する所有権は、当社がこれを取得しない旨の意思を表示しないかぎり、当社が支払った保険金の額のその被害対象物の損害が生じた地および時における価額に対する割合によって、当社に移転するものとします。

(2) 被保険者以外の者が被害対象物を所有している場合には、当社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金を支払った被害対象物の損害の額が、損害が生じた地および時におけるその被害対象物の価額となっているときは、当社は、被保険者が損害賠償債務の弁済により取得する被害対象物に対する権利を、当社が支払った保険金の額を限度として、当社に移転することを求めることができます。

(3) (1) または (2) の規定にかかわらず、当社が保険金を支払った日からその日を含めて1年間は、被保険者は、支払いを受けた保険金に相当する額を当社に支払って、その所有権または被害対象物についての権利を取得することができます。この場合において、回収されるまでの間に被害対象物に生じた損傷または汚損の損害に対しては、被保険者は保険金を請求することができます。

第25条（保険金の請求）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）①の損害が発生した場合の当社に対する保険金請求権は、同条①の損害が発生した時から発生し、これを行使できるものとします。

(2) 第2条（保険金を支払う場合）②の損害が発生した場合の当社に対する保険金請求権は、同条②の損害が発生した時から発生し、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者（第26条（先取特権）（1）に規定する損害賠償請求権者をいいます。以下同様とします。）の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および同条②の損害の額が確定した時から、これを行使できるものとします。

(3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害の額を証明する書類
- ③ 不誠実行為が行われたことを証明する書類（警察署の証明書、警察への告訴証明、盗難届出証明書またはこれらに代わる書類）
- ④ 不誠実行為による損害の内容、金額を証明する書類
- ⑤ 被保険者と被保証人の債権債務確認書
- ⑥ 身元保証契約書（被保証人について身元保証契約が締結されている場合）
- ⑦ 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
- ⑧ 被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその額を証明する書類
- ⑨ 被保険者が保険金の請求をすることについて第26条（先取特権）（1）に規定する損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその額を証明する書類
- ⑩ その他当社が第27条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(4) 当社は、保険事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(4)の規定に違反した場合または(3)もしくは(4)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（先取特権）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の保険事故について被保険者に対して損害賠償請求権を有する者（以下「損害賠償請求権者」といいます。）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（同条②の損害に対するものに限ります。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- (2) 当会社が第2条（保険金を支払う場合）②の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が弁済した金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して賠償債務を弁済する前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または（2）③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、（2）①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (4) この保険契約において保険金を支払うべき損害に第2条（保険金を支払う場合）②の損害が含まれる場合において、同条①の損害に対し、当会社が支払うべき保険金は、次の算式による金額を限度とします。

$$\begin{array}{rcccl} \text{第2条①の損害に対する} & & \text{保険証券記載の} & & \text{第2条②の損害に対する} \\ \text{保険金の限度} & = & \text{支払限度額} & - & \text{保険金の額} \end{array}$$

第27条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が第25条（保険金の請求）（3）の手續を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および保険事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調

査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会其他法令に基づく照会を含みます。） 180日

② （１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日

③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 60日

④ （１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

⑤ 保険事故発生の原因となる事由もしくは損害の発生状況の検証・分析に特殊な専門知識・技術を要する場合または同一の保険事故によって多数の被害対象物が不法に領得された場合もしくは同一被証人によって多数の不誠実行為が行われた場合において、（１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

（３）（２）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（２）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、（２）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

（４）（１）から（３）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、（１）から（３）までの期間に算入しないものとします。

第28条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）（１）または（２）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条（代位）

（１）損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額に、損害の額に対する保険金の額の割合を乗じた額

（２）保険契約者および被保険者は、当会社が取得する（１）の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、第5条（損害の額の算定）に規定する損害の額に含めるものとします。

第30条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

（１）この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

（２）（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

（３）保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する義務を負うものとします。

第31条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第32条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率

保険期間	短期料率
3か月以内の場合	45%
4 〃	55%
5 〃	65%
6 〃	70%
7 〃	75%
8 〃	80%
9 〃	85%
10 〃	90%
11 〃	95%
11か月を超える場合	100%

特 別 約 款

以下に印刷されている特別約款については、保険証券面上の特別約款欄に特別約款名称が表示されている場合に適用されます。

記名式一般契約特別約款

第1条（普通約款の適用）

この保険契約においては、身元信用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）の規定は、普通約款第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険証券記載の被保証人ごとにこれを適用します。

第2条（被保証人の追加）

- （1）保険期間の中途において、保険契約者が被保証人の追加を請求し、当社がこれを承認する場合には、当社は、追加前の保険料と追加後の保険料の差額について未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を請求します。
- （2）（1）に規定する追加保険料が払い込まれる前に追加された被保証人が行った不誠実行為によって被保険者が被る損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。

第3条（被保証人の一部削除）

- （1）保険期間の中途において、保険契約者が被保証人の一部の削除を請求し、当社がこれを承認する場合には、当社は、一部削除前の保険料と削除後の保険料の差額について未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- （2）普通約款第4条（被保証人でなくなる場合）の規定に該当する場合には、（1）の規定は適用しません。

第4条（普通約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

無記名式一般契約特別約款

第1条（被保証人の範囲）

- （1）この保険契約において、身元信用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）に規定する「保険証券記載の被保証人」は、被保険者との間に普通約款第1条（用語の定義）に規定する雇用等の関係がある者のうち、保険証券記載の被保証人の範囲に属するすべての者となります。
- （2）保険期間の中途において（1）に規定する要件に該当することとなった者がある場合には、その者は、その時以降、被保証人に含まれるものとします。
- （3）普通約款第4条（被保証人でなくなる場合）に加えて、被保証人であった者が、（1）に規定する要件に該当しなくなった場合には、その者は、その時以降、被保証人から除かれるものとします。

第2条（普通約款の適用）

この保険契約においては、普通約款の規定は、被保証人ごとにこれを適用します。

第3条（通知義務）

普通約款第10条（通知義務）（1）の規定にかかわらず、保険契約締結後、被保証人の数が、保険証券記載の被保証人の数の1割を超えて増加または減少した場合に限り、同条（1）に定める事実が発生した

ものとみなします。

第4条（被保証人でなくなる場合と保険契約の失効の関係）

普通約款第13条（保険契約の失効）の規定は適用しません。

第5条（普通約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

記名式共通契約特別約款

第1条（支払限度額の適用）

この保険契約においては、保険証券記載の支払限度額は、この保険契約における被保証人全員に対し、共通して適用するものとします。

第2条（被保証人の追加）

- (1) 保険期間の中途において、保険契約者が被保証人の追加を請求し、当社がこれを承認する場合には、当社は、追加前の保険料と追加後の保険料の差額について未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を請求します。
- (2) (1) に規定する追加保険料が払い込まれる前に追加された被保証人が行った不誠実行為によって被保険者が被る損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。

第3条（被保証人の一部削除）

- (1) 保険期間の中途において、保険契約者が被保証人の一部の削除を請求し、当社がこれを承認する場合には、当社は、一部削除前の保険料と削除後の保険料の差額について未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 身元信用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第4条（被保証人でなくなる場合）の規定に該当する場合には、(1) の規定は適用しません。

第4条（残存支払限度額）

- (1) 当社が保険金を支払った場合、その保険金支払の原因となった損害の発生した時以降、支払限度額から保険金の額を控除した残額をもって損害が発生した時以後の保険期間に対する支払限度額とします。
- (2) 当社が支払限度額と同額の保険金を支払った場合には、この保険契約はその保険金支払の原因となった損害の発生した時をもって、終了するものとします。

第5条（普通約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

無記名式共通契約特別約款

第1条（支払限度額の適用）

この保険契約においては、保険証券記載の支払限度額は、この保険契約における被保証人全員に対し、共通して適用するものとします。

第2条（被保証人の範囲）

- (1) この保険契約において、身元信用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）に規定する「保険証券記載の被保証人」は、被保険者との間に普通約款第1条（用語の定義）に規定する雇用等の関係がある者のうち、保険証券記載の被保証人の範囲に属するすべての者とし

ます。

- (2) 保険期間の中途において(1)に規定する要件に該当することとなった者がある場合には、その者は、その時以降、被保証人に含まれるものとします。
- (3) 普通約款第4条(被保証人でなくなる場合)に加えて、被保証人であった者が、(1)に規定する要件に該当しなくなった場合には、その者は、その時以降、被保証人から除かれるものとします。

第3条(通知義務)

普通約款第10条(通知義務)(1)の規定にかかわらず、保険契約締結後、被保証人の数が、保険証券記載の被保証人の数の1割を超えて増加または減少した場合に限り、同条(1)に定める事実が発生したものとみなします。

第4条(被保証人でなくなる場合と保険契約の失効の関係)

普通約款第13条(保険契約の失効)の規定は適用しません。

第5条(残存支払限度額)

- (1) 当社が保険金を支払った場合、その保険金支払の原因となった損害の発生した時以降、支払限度額から保険金の額を控除した残額をもって損害が発生した時以後の保険期間に対する支払限度額とします。
- (2) 当社が支払限度額と同額の保険金を支払った場合には、この保険契約はその保険金支払の原因となった損害の発生した時をもって、終了するものとします。

第6条(普通約款との関係)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

1 被保証人支払限度額付記名式共通契約特別約款

第1条(支払限度額の適用)

- (1) この保険契約においては、保険証券記載の支払限度額は、この保険契約における被保証人全員に対し、共通して適用するものとします。
- (2) この保険契約において、被保証人ごとに当社が保険金を支払うべき額は、保険証券記載の1被保証人支払限度額を限度とします。

第2条(被保証人の追加)

- (1) 保険期間の中途において、保険契約者が被保証人の追加を請求し、当社がこれを承認する場合には、当社は、追加前の保険料と追加後の保険料の差額について未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を請求します。
- (2) (1)の規定する追加保険料が払い込まれる前になされた追加された被保証人の不誠実行為による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。

第3条(被保証人の一部削除)

- (1) 保険期間の中途において、保険契約者が被保証人の一部の削除を請求し、当社がこれを承認する場合には、当社は、一部削除前の保険料と追加後の保険料の差額について未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 身元信用保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第4条(被保証人でなくなる場合)の規定に該当する場合には、(1)の規定は適用しません。

第4条(残存支払限度額)

- (1) 当社が保険金を支払った場合、その保険金支払の原因となった損害の発生した時以降、支払限度額から保険金の額を控除した残額をもって損害が発生した時以後の保険期間に対する支払限度額とします。

(2) 当社が支払限度額と同額の保険金を支払った場合には、この保険契約はその保険金支払の原因となった損害の発生した時をもって、終了するものとします。

第5条（普通約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

1 被保証人支払限度額付無記名式共通契約特別約款

第1条（支払限度額の適用）

(1) この保険契約においては、保険証券記載の支払限度額は、この保険契約における被保証人全員に対し、共通して適用するものとします。

(2) この保険契約において、被保証人ごとに当社が保険金を支払うべき額は、保険証券記載の1被保証人支払限度額を限度とします。

第2条（被保証人の範囲）

(1) この保険契約において、身元信用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）に規定する「保険証券記載の被保証人」は、被保険者との間に普通約款第1条（用語の定義）に規定する雇用等の関係がある者のうち、保険証券記載の被保証人の範囲に属するすべての者となります。

(2) 保険期間の中途において（1）の規定に該当するようになった者がある場合には、その者は、その時以降、被保証人に含まれるものとします。

(3) 普通約款第4条（被保証人でなくなる場合）に加えて、被保証人であった者が、（1）に規定する要件に該当しなくなった場合には、その者は、その時以降、被保証人から除かれるものとします。

第3条（通知義務）

普通約款第10条（通知義務）（1）の規定にかかわらず、保険契約締結後、被保証人の数が、保険証券記載の被保証人の数の1割を超えて増加または減少した場合に限り、同条（1）に定める事実が発生したものとみなします。

第4条（被保証人でなくなる場合との関係）

普通約款第13条（保険契約の失効）の規定にかかわらず、普通約款第4条（被保証人でなくなる場合）の規定により個々の被保証人が、被保証人の地位を失った場合においては、第2条（被保証人の範囲）

(3)の規定によるものとします。

第5条（残存支払限度額）

(1) 当社が保険金を支払った場合、その保険金支払の原因となった損害の発生した時以降、支払限度額から保険金の額を控除した残額をもって損害が発生した時以後の保険期間に対する支払限度額とします。

(2) 当社が支払限度額と同額の保険金を支払った場合には、この保険契約はその保険金支払の原因となった損害の発生した時をもって、終了するものとします。

第6条（普通約款との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

特約条項

以下に印刷されている特約条項については、保険証券面上の特約条項欄に特約条項名称が表示されている場合に適用されます。

保険料に関する規定の変更特約条項

第1節 用語の定義

第1条（用語の定義）

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

用語	定義
既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。
追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。
未経過期間	保険期間中の特定の日翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。
- (2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の保険事故による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款、特別約款および特約条項（以下「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。

- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末

- (3) 次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

- ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
- ② 保険契約者が、保険事故の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

- (4) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその保険事故による

損害に対して保険金を支払います。

- ① 保険事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
 - ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合
 - ③ 当社が②の確約を承認した場合
- (5) (4) ②の確約に反して、保険契約者が(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条 (保険料の払込方法—口座振替方式)

- (1) 保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料（追加保険料を含みます。）を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座（保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。）に預けておかなければなりません。
- ① 指定口座が、提携金融機関（当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。
 - ② 当社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。
- (2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。
② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めるとき。	第1条(2)②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第3条 (保険料の払込方法—クレジットカード払方式)

- (1) 保険契約の締結の際に、次のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料（追加保険料を含みます。）をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

- ① 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
 - ② 当社が①の申出を承認する場合
- (2) (1) の場合、次の規定の適用においては、当社が保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード（当社の指定するクレジットカードに限ります。以下同様とします。）が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。
- ① 第1条（保険料の払込方法等）（1）および同条（2）
 - ② 第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、（2）の規定は適用しません。
- ① 当社が、クレジットカード会社からその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして（2）の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合
- (4) (3) ①の保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
- (5) 当社がクレジットカード会社から保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料（追加保険料を含みます。）については、当社が承認しなかり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

第4条（クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）（5）の規定に基づき当社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しないときは、保険契約者は当社が定める時以降に請求する保険料（当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。）を当社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

- (1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた保険事故による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

- (2) 次のすべてに該当する場合は、当社は、（1）の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

- ① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合
- ② 保険契約者が（1）に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

第3節 保険契約の解除の特則

第1条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

- ① 初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
- ② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
- ③ 保険料の払込方法が分割払（年払を除きます。以下同様とします。）の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。）までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
- ④ 第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った場合（同節第1条(1)①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（当社が第4節第1条(1)②の承認の請求を受けた場合または同節第1条(1)①もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。）が記載されている場合は、この規定を適用しません。
- ⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
- ⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または同節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めるとき。

(2) (1)⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当社が既に支払った保険金（払込みを怠ったと当社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した保険事故による損害に対して、支払った保険金に限ります。）があるときは、当社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

(1) 身元信用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第15条（保険契約者による保険契約の解除）の規定にかかわらず、同条の通知が行われた場合において、当社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。

(2) 普通約款第15条（保険契約者による保険契約の解除）の規定による保険契約の解除後に当社が保険料を請求し、第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)のいずれかに該当した場合には、当社は、普通約款第15条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条（保険契約解除の効力）

普通約款第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）(2)の規定により保険契約を解除し

た場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第1条(1)①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第1条(1)②の規定による解除の場合	第1条(1)②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第1条(1)③の規定による解除の場合	第1条(1)③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第1条(1)④の規定による解除の場合	第4節第1条(保険料の返還、追加または変更)(3)の追加保険料の払込みを怠った日
⑤ 第1条(1)⑤の規定による解除の場合	第4節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第1条(1)⑥の規定による解除の場合	第1条(1)⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日
⑦ 第2条(2)の規定による解除の場合	普通約款第15条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により解除した日

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条(保険料の返還、追加または変更)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

① 普通約款第9条(告知義務)(3)③の承認をする場合

② 通知義務に関する適用約款の規定(以下「通知義務に関する規定」といいます。)を受けた場合

(2) 当社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当社が算出した、未経過期間に対する保険料((1)②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、通知義務に関する規定に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。)を返還し、または追加保険料を請求します。
------------------	---

② 保険料払込方法が一時払以外の場合（保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条（保険料の払込方法等）（1）に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。）

下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料（（1）②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、通知義務に関する規定に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）に変更します。ただし、当社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。

ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合	当社が承認の請求を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当社が承認の請求を受けた日または承認した日以降の保険料

(4) 保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを怠った場合（（1）①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）は、追加保険料領収前に生じた保険事故（当社が（1）②の承認の請求を受けた場合、または（1）①もしくは（2）の承認をする場合に、承認の請求に係る事実が生じた日または当社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた保険事故をいいます。ただし、当社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めるときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた保険事故をいいます。）による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が（3）の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

① （1）および（3）の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険金を支払いません（（1）①または②の場合は、第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）④の規定により解除できるときに限ります。）。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。

② （2）および（3）の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。

(5) 保険契約の失効の場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険料は返還しません。

- ① 記名式共通契約特別約款第4条（残存支払限度額）（2）
- ② 無記名式共通契約特別約款第5条（残存支払限度額）（2）
- ③ 1被保証人支払限度額付記名式共通契約特別約款第4条（残存支払限度額）（2）
- ④ 1被保証人支払限度額付無記名式共通契約特別約款第5条（残存支払限度額）（2）

(6) 次のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。

- ① 普通約款第9条（告知義務）（2）
- ② 普通約款第10条（通知義務）（2）
- ③ 普通約款第16条（重大事由による解除）（1）または同条（2）
- ④ 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）（1）

⑤ 第3節第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）（2）

（7）普通約款第15条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）

（1）次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

① 第2節第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）

② 第1条（3）

（2）次のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

（3）当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合には、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。

① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア. 第3節第1条（保険料不払による保険契約の解除）

イ. 普通約款第17条（保険契約解除の効力）および第3節第3条（保険契約解除の効力）

ウ. 第2条（追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則）（1）および（2）

エ. 第4条（保険料を変更する必要がある場合の保険事故発生時等の取扱い）

（4）保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座（この保険契約の保険料に関して、当社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。）に振り込むことによって行うことができるものとします。

（5）（4）の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条（追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則）

（1）次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）の規定の適用においては、当社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

① 第2節第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

② 第1条（3）

（2）当会社は、次のいずれかに該当する場合は（1）の規定を適用しません。

- ① 当社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領取できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして（１）の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に規定する手続が行われない場合
- (3) (2) ①の追加保険料相当額を領取できない場合は、当社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。
- (4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができるものとします。
- ① 保険契約者の指定する口座への振込み
 - ② クレジットカード会社経由の返還
- (5) (4) の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第4条（保険料を変更する必要がある場合の保険事故発生時等の取扱い）

- (1) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3) の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当社は、同条（4）の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その保険事故による損害に対して保険金を支払います。
- ① 保険事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。
 - ② 保険事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。
- (2) (1) の場合において、保険事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1) に規定する「保険事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）(4) ②に規定する確約を行い、かつ、当社が承認した場合は、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその保険事故による損害に対して保険金を支払います。
- (3) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3) の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条（4）に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、その払込期日の翌日以降に発生した保険事故による損害に対しては、次の規定に従います。
- ① 追加保険料が、第1条（1）および（3）の規定により請求したものである場合は、当社は、保険金を支払いません。
 - ② 追加保険料が、第1条（2）および（3）の規定により請求したものである場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3) ②の規定に基づき、当社が保険料を変更した場合、(1) から（3）までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。
- (5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4) ただし書の規定が適用され、かつ、保険事故が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当社が行う確認に協力しなければなりません。

- ① 普通約款第9条（告知義務）（3）③に規定する訂正の申出が行われた日時
- ② 通知義務に関する規定または第1条（2）に規定する承認の請求が行われた日時
- ③ 保険事故の発生の日時

第5節 その他事項

第1条（適用約款との関係）

- (1) この特約条項が付帯された保険契約においては、普通約款の次の規定を適用しません。
- ① 第18条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）
 - ② 第19条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）
 - ③ 第21条（保険料の返還－解除の場合）
- (2) この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、一時払以外	<p>(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。）</p> <p>(2) 未払込保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、(1)の額からその未払込保険料を差し引いた額</p>
1年未満	一時払、一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払	<p>(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通約款別表の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額（*1）</p> <p>(2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新（保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。以下同様とします。）を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1）</p> <p>(3) 未払込保険料がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料を差し引いた額</p>

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額
1年未満	一時払	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通約款別表の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (2) (1) にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額 (*1) (3) 未払込保険料がある場合は、(1) または (2) の額からその未払込保険料を差し引いた額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

縮小支払特約条項

第1条 (保険金の支払額)

当会社は、身元信用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第6条（保険金の支払額）（1）の規定にかかわらず、普通約款第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して、保険証券記載の支払限度額（普通約款第6条（2）の規定が適用される場合には同条（2）の規定による限度額とします。）を限度として、普通約款第5条（損害の額の算定）の規定による損害の額の合計額（保険期間中に同一の被保証人により行われた不誠実行為によって生じた損害の額についてはこれらを合算します。）から保険証券記載の免責金額を控除した残額に保険証券記載の縮小率を乗じて得た額を保険金として、支払います。

第2条 (普通約款との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

超過損害額支払特約条項

第1条 (保険金の支払額)

当会社は、身元信用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第2条（保険金を支払う場合）

の損害の額が、保険証券記載の他の保険契約等（以下「基本契約」といいます。）により支払われるべき保険金または共済金の額およびその免責金額との合算額（普通約款第2条に規定する保険事故発生の時に基本契約が存在しなくてもこれが有効に存在するものとみなし、かつ、基本契約により保険金が支払われない場合であっても保険金が支払われるものとみなして計算します。）を超過した場合に限り、その超過した額を保険金として、支払います。

第2条（普通約款との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

不明被保証人特約条項

第1条（不明被保証人による損害）

- (1) 当社は、身元信用保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第3条（保険金を支払わない場合）(2)①の規定にかかわらず、不誠実行為を行った被保証人を特定できない場合においても、被保険者がこの保険契約の被保証人のいずれか（以下「不明被保証人」といいます。）が行った不誠実行為によって損害を被ったことを証明したときは、保険金を支払います。
- (2) (1)の場合において、被保証人1名に対する支払限度額が定められている場合は、不明被保証人が2名以上と推定される場合であっても、被保証人1名に対する支払限度額を、この保険契約の不明被保証人による損害の保険期間中の支払限度額とします。

第2条（保険金の支払額）

この特約条項に基づいて保険金を支払う場合、普通約款第6条（保険金の支払額）(2)の規定中の「同一の被保証人が行った不誠実行為」は「不明被保証人が行った同一手口による不誠実行為」と読み替えて適用します。

第3条（保険事故発生時の義務）

- (1) 第1条（不明被保証人による損害）の規定により、当社が不明被保証人による損害に対して保険金を支払った後に保険契約者または被保険者が不誠実行為を行った被保証人を特定できた場合は、保険契約者または被保険者は遅滞なくこれを当社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)に規定する事項を履行しなかった場合は、当社は、既に支払った保険金のうち、それによって当社が被った損害の額に相当する額の返還を請求することができます。

第4条（普通約款との関係）

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

共同保険に関する特約条項

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券

記載のすべての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載のすべての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載のすべての保険会社に対して行われたものとみなします。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO



TOKIOMARINE
NICHIDO

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

本店 東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）